情報開示で意図的な非開示 “保護課が謝罪”

A さんは、保護利用中に交通事故にあい保険金が給付されたため、保護を一旦廃止していました。しかし、生活が苦しくなったために再度保護を利用しています。

A さんの“保護費返還”について、詳細を調べるために北九州市の情報公開条例を活用し、小倉北福祉事務所の保護課が作成した“ケース記録”などの開示を求めました。

「保護開始日から現在まで」の開示を求めていましたが、保護課は、保護を再利用したのちの文書しか開示しませんでした。

小倉生健会が保護課長に“保護開始日”からの開示を再度求めたところ、保護課長は「再開日を保護開始日と判断した。問題ない」と言い張りました。

そこで、文書開示を所管する“文書館”に、「文書館には責任はないが、保護課の対応は意図的で許せない。文書館として保護課に請求どうり開示するよう伝えるべきだ。開示されなければ市長に“審査請求”する」と伝えました。

すると数時間後、文書館から「保護課は追加開示します」と電話があり、その直後に保護課長から「申し訳ありませんでした」と電話がありました。

不適正な行政には、主権者として毅然と闘うことの重要さを再認識しました。

「参議選」 あなたの選択で政治が変わる

図①自民党が「軍事費（防衛費）を２倍にする」と主張。その額は、道路・輸送・災害・建築・教育・科学・農業・林業・水産などの予算と比べると、とてつもない額だと分かります。

図②「消費税は小さく生んで大きく育てる」が基本です。富裕層の所得税と大企業の法人税が減り、消費税が大幅に増大しています。消費税は原則、消費者である国民が負担し、大企業には“戻り消費税”まである不公平税制です。

図③企業規模が大きくなるほど法人税率が低下し、中小企業の税率より大企業の方が低いとは常識では考えられません。

図は、「しんぶん赤旗」より

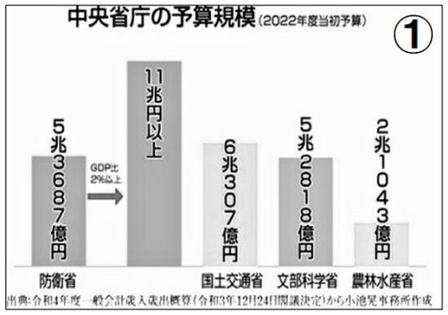

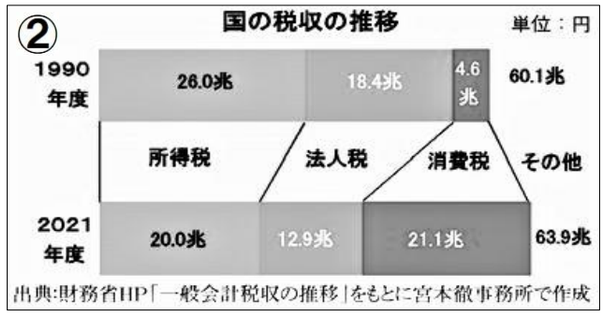

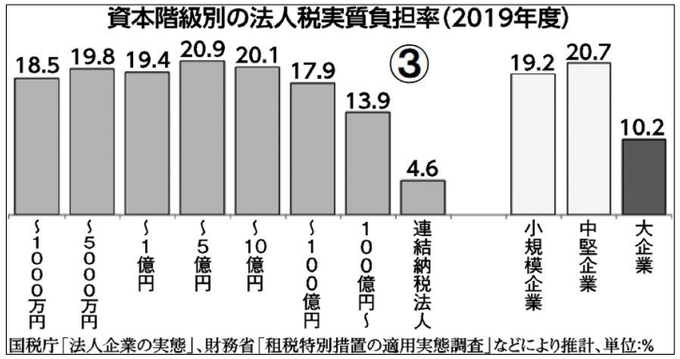

図④諸外国では、物価も上がっていますが、それ以上に名目賃金が上がっています。

一方、日本はその逆です。日本の政治のお粗末さを痛感できます。

参議選、あなたの選択で政治を変えましょう。

主要国の賃金・物価の変化（1995年→2020年）

④	名目賃金	物価
韓国	292	192
アメリカ	223	170
イギリス	208	164
フランス	164	139
ドイツ	164	141
イタリア	157	154
日本	96	104

※1995年の水準を100とした場合の2020年の水準。ニッセイ基礎研究所作成のグラフをもとに作成

役立つ制度 「住民税非課税」世帯について

今年の春、住民税非課税世帯に 10 万円の給付が実施されました。「私は非課税世帯ですか？」との相談が多く寄せられました。

北九州市では毎年 6 月 1 日に「市県民税通知書」が郵送されます。「通知書」が来れば課税世帯、来なければ非課税世帯です。

住民税非課税世帯の基準は、各自治体によって異なります。計算も複雑です。北九州市の住民税は、“QR コード”で入手し、自動で計算をすることができます。

住民税には前年の所得金額を基に計算される所得割と、均等に税金が課される均等割の 2 つがあります。均等割が非課税の場合は所得割も非課税になります。家族全員が非課税の場合、住民税非課税世帯になります。

非課税世帯になれば、国民年金や国民健康保険料、高額医療費や介護保険料の負担が軽減されるほか、2 歳未満児の保育料無償や高等教育の修学支援制度などを利用できます。

区役所の税務課の窓口で、身分証明書（免許証・健康保険証・マイナンバーカード）があれば、無料で課税額を教えてくれます。

＜問合せ先＞
小倉北区役所の市民税課：093-582-3360
小倉南区役所の税務課　：093-951-0043

市・県民税通知書

3つの貧困関係「相談会」小倉生健会も参加

コロナ・物価高騰で、活きていくことが大変な今日。小倉生健会は３つの「相談会」に参加しています。

奇数月に開催される北九州「生活保護 110 番」は、毎回チラシを配布し、マスコミが取り上げてくれると相談数が急増します。

偶数月に開催されているのが「コロナ相談会」。0120 の無料電話で全国一斉です。

「生活保護 110 番」を報じる KBC テレビ

半年に１度開かれている北九州「コロナ支援村」は、全労連系や連合系の労働組合や、社保協、部落解放同盟、社民党、弁護士、新日本婦人の会などと共に参加しています。

＜ユーチューブ番組＞

「生活保護」で、エアコンは OK でも自動車はダメ？
元受給者と考える最低生活

生活保護利用者は、自動車の保有は例外的にしか認められていません。

そのため、保護利用の大きな支障になっています。

番組では、自動車保有の弊害を語ります。スマホや PC で番組を覗いてみませんか。

小倉生健会
生活と健康を守る
一人はみんなのために、みんなは一人のために

第 59 号　2022 年 7 月 10 日 小倉生活と健康を守る会（全生連　小倉生健会）北九州市小倉北区金田 2-4-1 田中一郎方　発行責任者：八記博春 電話：090-1361-0876　fax：093-571-7567 ﾒｰﾙ：yatuki@syd.odn.ne.jp

大阪・熊本に続き東京でも「生活保護費 引き下げは違法」判決

国は姿勢を改め支給水準戻せ

生活保護減額違法

２０１３年に安倍晋三政権が決定した生活保護費の基準額引き下げを違法とする判決が東京地裁で２４日出されました。当時の厚生労働相の判断に過誤や欠落があったとして、決定の取り消しを命じました。引き下げを違法とした判決は２１年２月の大阪地裁、今年５月の熊本地裁に続くものです。三つの判決はいずれも、政府が引き下げの根拠にしたデータの算定方法などに問題があることを指摘しました。恣意（しい）的なやり方で保護費をカットし、生活保護利用者に苦難を強いた不当性は明らかです。政府は控訴を断念すべきです。

「デフレ調整」道理なし

１３～１５年にかけて安倍政権は、生活保護費のうち食料費や光熱水費などにあてる生活扶助の基準を平均６・５％引き下げました。削減総額は約６７０億円に上ります。このうち約５８０億円分の削減は物価下落による「デフレ調整」が理由にされました。厚労省は、過去に物価が下がっても生活扶助基準は据え置いたので、一般の低所得世帯の消費実態と比べ比較的高くなったと主張しました。

東京地裁判決は、食料費や光熱水費など低所得世帯の家計に重要な費目の物価はむしろ上昇しているとし、基準が高いという説明は「にわかに認めがたい状況であった」とデフレ調整を前提としたことに疑問を投げかけました。

厚労省はデフレ調整の際、総務省公表の消費者物価指数（ＣＰＩ）を使わず、厚労省が独自に計算したＣＰＩを使用しました。総務省ＣＰＩでは０８～１１年の物価下落率は２・３５％でしたが、厚労省ＣＰＩは４・７８％と大幅下落でした。

下落率が高くなったことについて東京地裁判決は、テレビなどの価格が下がった影響を挙げました。その上で、生活保護利用世帯の支出総額に占めるテレビ等の支出は大きくなく、利用世帯の消費構造と厚労省ＣＰＩには大きな乖離（かいり）があると述べました。「基準引き下げありき」で、厚労省が都合のいい計算方法を持ち出したことに対する厳しい批判です。判決は、厚労相がデフレ調整の必要性について専門技術的な検討を行ったとはうかがえないとも指摘しました。

判決が、厚労相のデフレ調整の判断について「必要性及び相当性の両面において、統計等の客観的な数値等との合理的関連性を欠き、あるいは専門的知見との整合性を有しない」と断じたのは当然です。

１３～１５年の基準額引き下げは戦後最大の規模で、約９６％の利用世帯で減額が強行されました。その影響の重大性について判決は(1)減額率がこれまでの生活扶助基準の改定の例に照らして突出している(2)利用世帯に広く不利益を生じさせている(3)利用世帯の生計維持にかかわっている ― ことを列挙しました。岸田政権は判決を真摯（しんし）に受け止め、引き下げ決定を撤回し、削減分を緊急に元に戻さなければなりません。

生存権保障にふさわしく

基準額引き下げは生存権を保障した憲法２５条に反し、違法だとして取り消しを求める訴訟が２９都道府県で１０００人近い原告が参加したたかわれています。３地裁での勝訴は運動の重要な成果です。

格差と貧困が広がる中、国民が権利として利用できて、生活が保障される制度に改革することが不可欠です。参院選でも問われる争点です。

「しんぶん赤旗」主張より

生活保護引き下げ違法

東京地裁 取り消し命令 全国３例目

国が２０１３年から生活保護基準を引き下げたのは生存権を保障する憲法に違反するなどとして、東京都内の保護利用者が国や自治体を相手取り、引き下げ処分の取り消しを求めた訴訟（いのちのとりで裁判）の判決が24日、東京地裁でありました。清水知恵子裁判長は「引き下げは、厚生労働相の裁量権の範囲を逸脱し、違法」と判断し、処分を取り消しました。↓関連⑮面

記者会見する弁護団＝24日、司法記者クラブ

国は13～15年、デフレによる物価下落などを反映させるためとして、平均6・5％、最大10％もの生活保護基準の引き下げを強行。年間削減額は約670億円で、「デフレ調整」による削減は約570億円を占めました。

清水裁判長は、デフレ調整による引き下げが「広く不利益を生じさせ、影響は重大」だと指摘。そのうえで「デフレ調整の判断は必要性、相当性の両面で合理性を欠いている」と結論付けました。

判決後の会見で、原告の男性(46)＝葛飾区＝は「この間、生活苦はずっと続いた。食事は1日に1～2回。歯を食いしばってきた。感無量です」と語りました。

弁護団長の宇都宮健児弁護士は「原告の主張が認められた大変画期的な判決」と評価しました。

１０００人超の原告が29都道府県で同様の訴訟を提起。引き下げを取り消す判決は、昨年2月の大阪地裁と今年5月の熊本地裁に続き、3例目。

「しんぶん赤旗」より

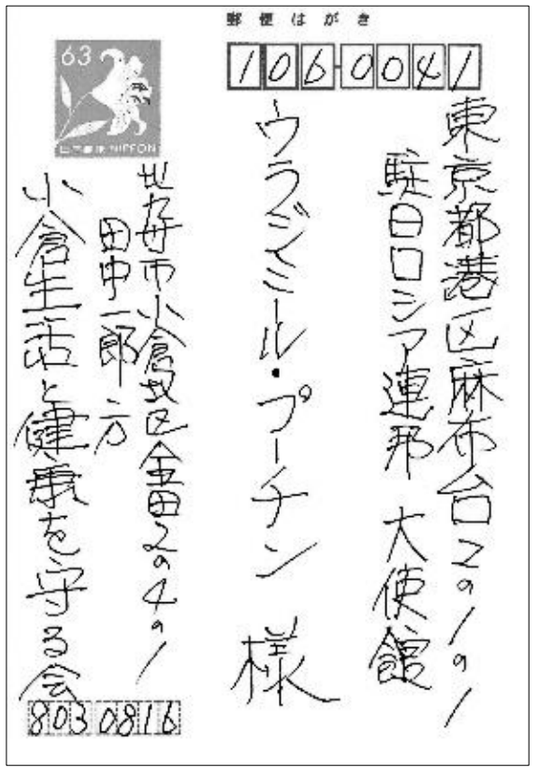

プーチン大統領に「抗議」しました。

ハガキ１枚で気持ちがスーッと

小倉生健会は、ロシアのプーチンの大統領に対して、ウクライナへの侵略戦争に抗議するハガキを出しました。

みなさんも抗議ハガキを出してみてはいかがですか。日本国内での抗議行動も大切ですが、直接プーチン大統領に抗議して、気持ちが少しスーッとしました。